

正倉院文書に見える建築用語

福 山 敏 男

わが国の古代の建築用語については、七世紀までは資料が少ない。八世紀では初期の『古事記』や『日本書紀』にも、建築用語は多くはない。ようやく、正倉院文書に至って始めて多数の例に接することができる。天平五―六年の興福寺西金堂造営、天平末以後の東大寺造営、天平宝字三―四年の法華寺造営、同五―六年の石山寺造営に関するものや同六年十月以前の造大神宮用度帳案などが正倉院文書の中に保存されたため、八世紀半ごろの建築用語が知られるのである。中でも石山寺造営に関する分が最大多数を占める。造石山寺所は造東大寺司の出店であるから、造東大寺司の工人たちが使用していた建築語彙が知られるわけである。近年出土の木簡にも多少の用例がある。

奈良時代建築用語の後世での存亡状態はどうか。平安前期九世紀末の『新撰字鏡』にはかなり多くの建築用語を含み、万葉仮名で字訓を示す。

しかし異体字列挙主義が災して当時の工人の常用字がどれか解りにくい。その点、十世紀初期に成立した『延喜式』では主として当時の常用らしい文字でまとめられている。それより少し後の『倭名類聚鈔』（略称『和名抄』）には一通りの建築用語を集め、中国と日本の書籍に出るその典拠と和名を記す。平安後期の『類聚名義抄』（略称『名義抄』）にもかなり多くの例があり、和訓と字音を示す。治承年間に成った『色葉字類抄』や、鎌倉初期に同書を増補した『伊呂波字類抄』にも多数の用例があり、仮名を付けている。中世では『庭訓往来』（南北朝?）、『平他字類抄』（嘉慶三年写）、『下学集』（文安元年序）、『壺囊鈔』（文安二年）、『撮壤集』（享徳三年序）、『類集文字抄』（文明十八年）、『連歩色葉集』（天文十七年）などがある。近世では『節用集』や類書、また工匠の専門書も多く、枚挙にたえない。これらの諸書によって時代による建築用語の異

同がわかるが、本稿では古代から中世までの流れを主にしてのべることにする。説明の順序は大体において建築の工程順に、従って関根真隆編『正倉院古文書物名索引』（建築部材関係項、本号後掲）の順に従った。

柱 柱類のうち「松柱」のように材種を書いた例は少い。「白木柱」は歩墻（行障）二条に付属する「白木柱八枝」であり、幕を取付ける棒を指している。当時は白木造の家が普通であったから、特に「白木柱」などとは記してなく、これは稀少例である。

黒木柱 「黒木柱」等を「作殿料」や「経堂料」とし、「桁・柱・古万比・佐須・間度・椽等」からなる黒木六百六十二物を「板屋作・麻柱等料」とすることから、右の黒木柱は仏殿工事の足場とし、また経堂（写経所）の仮屋を作る用材としたことがわかる。類例としては、『万葉集』巻八に「黒木用造有室」があり、貞観の『儀式』巻三に大嘗宮の悠紀・主基両院の諸殿舎は黒木造とすると記している。

五六寸柱 鐘台料として「又下柱十八枝各長一丈、又下五六寸柱七枝各長一丈」とあり、すぐ前には「五六寸二丈桁一枝」と記してある。

「五六寸柱」という書き方は類例がなく、これは「五六寸桁」と書くべきものを、同じ行上の「柱」字にひかれて、書き誤ったのであろう。

四面柱 これは他の文書に「庇一所、柱八根方五寸」（因三〇六）と記すものに相当する。四面柱というのは角柱のことである。庇は建物の一面にだけあったから、四面庇の柱という意味でないことがわかる。

屋形柱 「各長八尺、方六寸」とあり、小屋材か小形建物用材であろう。

最先与柱 桁等数点の作材を急げと命じた文書中の句で、「柱」字の下に寸法書もないから、これは部材名ではなく、「まっさきに柱とこの材」を作れという意味で書いたものか。

束柱 類例としては、『延喜内匠式』に御輿・御腰輿や斎王の野宮の輿の「束柱」が見え、『和名抄』に「功程式云、束柱、豆賀波之良」とする。「束柱」の語は中世までその形で伝わるが、近世では単に「束」とよぶことが多い。中国では「束」字に短いという意味はないから、「束柱」は和語であろう。

觸柱 長三尺、方六寸という寸法から見ると束柱の類である。束と觸は同音（入声二沃）であるから、束柱のことをこう書いたものか。漢の楊雄の『方言』巻十二に「一、蜀也、南楚謂之蜀」とあり、「蜀」には一つ、単独の意味がある。『和名抄』の「稅」の条に「楊氏漢語抄云、蜀柱」とあり、北宋の『營造法式』巻一、巻二に稅・侏儒柱の俗称を「蜀柱」とするのも、梁上に単独に立つ束柱のことであろう。正倉院文書では「字太知」と「觸柱」を別出するから、この方は床束か。

麻柱 板殿の「麻柱」を作る料として俵縄二十三了を充てるとあり、「麻柱」を縄で結んで組立てたわけである。『新撰字鏡』に「麻柱阿奈々、竹取物語」に「あななひ」、『和名抄』に「辨色立成云、麻柱阿奈々」とある。これは後世の「足代」「足場」に当たるが、「足代」の語は『吾妻

鏡』建久六年三月十二日東大寺供養の条に見える。

柱貫 ハシラツクス 柱に渡す貫。東大寺食堂の近廊(軒廊)の「柱貫」とあるから、

主として頭貫を指すのであろう。『和名抄』には「辨色立成云、欄額波之良」とあり、十一世紀後半ごろの陽明文庫藏寢殿造住宅材木注文(福山)『日本建築史研究続編』に「柱貫」とあり、『色葉字類抄』には「欄額

ハシラツクス、柱貫」とある(『塙囊鈔』も同様)。中村達太郎編『日本建築

辞彙』(明治三十九年初版)には「柱貫」について「頭貫ト同義ニ用フル

人アリ」とあって、明治にもこの用語は残っていたらしい。

長押 ナゲシ この語は今日ものこっている。『和名抄』には「本朝式云、

長押和名奈介之、見功程式等」とある。因みに『延喜大藏式』の「紺幄一字長七丈、広二丈四尺、

を作る用度のうちに「長押三条長各六丈七尺、広三寸八分」と「短押八条長各二丈四尺、

を記しているが、この場合の「長押」は、寸法から見ても、木製ではな

く、幄の外装をなす紺帛のすき間を隠して帷額もこのような役目をする帛

を指すもので、「長押」の語としては特別である。

土居長押 ツチイナゲシ 柱の下部に取付ける地長押のことである。

上長押・下長押 ウヘナゲシ・シメナゲシ 戸口や窓の上と下にある長押であらう。

小長(押) コナゲシ 「□□堂内小長打料」は「右、堂内小長押打料」と書く

つもりで、「押」字を脱したのであろう。小長押は堂内を一周しない長

押であらう。

梁 ウツハリ 後掲の索引に出る頻度は桁よりずっと低い。角材で太めの分は

一括して「桁」と称していたので、梁にも桁材を用いたという事情にあ

つたらう。『顯宗紀』の「棟梁」、『新撰字鏡』の「樑」の訓「宇豆波利」、

『和名抄』の「梁」の和名「宇都波利」、『色葉字類抄』の「梁ウツハリ」

などを始め、中世を通じて「ウツハリ」とよまれたが、今日では略称

「ハリ」の語が主流となった。

多々理形・多々理 タタリカタ (16)二六七・二六八。斗栱の斗。『新撰字鏡』

に「斗太々利・料同・栱」とし、『和名抄』の「栱」の条に「文選、師説、

多々利加太、同書「料」の条に「和名度賀太」とする。斗をタタリカ

タともトカタとも呼んだらしい。『名義抄』は「和名抄」によって「栱

音而、タムリカタ」とする。『色葉字類抄』は「栱梁上柱也・構・樞」とし、

『伊呂波字類抄』は「栱梁上柱也、一云ヒチキ」とするが、両者の「梁上

柱也」と後者の「一云ヒチキ」は削るべきである。応永の『外宮正殿庭

作日記』(福山)『神社建築の研究』(福山敏男著作集四)に「かうらんのた

いり」と記すのは栱束のことである。近世でも「栱」は高欄の栱束のこ

とで、「料」は「栱形」の意味である(『日本建築辞彙』)。

肘木 ヒヂキ 斗栱の栱。正倉院文書では用例が少い。法隆寺食堂授首墨書

に「比知木一口」とあり、長岡京木簡には「肘木貳村」とある。『和名

抄』の「栱」の条に「漢語抄云、比知岐、功程式云、肘木」とある。

『色葉字類抄』はこれをうけて「栱ヒヂキ・肘木俗同之」としている。

「栱」は漢語、「肘木」は和語。

桁

桁関係の用語は多い。『万葉集』巻十一には板田の橋の「桁」が出てゐる。『和名抄』には「考聲切韻云、桁テ、童行、和屋桁也」とある。

「桁」は古くは「足枷」を意味したが、その形の連想から建築部材名に転用されたのであろう。『広韻』巻二、下平声十一唐に胡郎切の「桁テ」、下平声の十二庚に戸庚切の「桁テ」があり、中国では「桁」の意味によつて少しく発音のちがいがあつた。

方桁 これは「丸桁」と区別するため書いたろうが、桁は木口方形のものが一般的であるから、「方桁」の語は稀である。

方五寸桁・方七寸桁・五六寸桁・七八寸桁 木口の寸法による分類で、木口縦六寸、横五寸ほどの材を「五六寸桁」というのであろう。

『延喜式』に「五六寸桁・六七寸桁・七八寸桁」が記されている。石山寺造営材の長さ三丈八尺、方九寸という桁は大物である。

丸桁 奈良時代では垂木受けの桁類に丸桁を使用したものがある。『延喜大神宮式』には「高欄鳥居丸桁端金」のことが出てゐる。「鳥居丸桁」は正倉院文書では単に「鳥居桁」とするだけである。近世用語では「架木」。

垣上丸桁 東大寺の築垣に用いたものらしく、「各長三丈五尺、径一尺」とあり、大材である。

長桁 一例だけ。長さ三丈八尺、方九寸という長さのための語。『延喜内匠式』にも見える。

枚桁 平桁とも書く。ここでは堂内安置の高座の部材。

下桁 板敷や簀子敷などの下に渡す桁（土台）。

土居桁 地上に置き、柱を受ける桁。『延喜大神宮式』には「高欄

土居桁」（地覆のこと）、『同内蔵式』には元正大極殿装束の錦幔に用いる「漆土居桁・柱二具」が見える。近世用語では「土居桁」、略して「土居」とよび、小屋組などに用いる材。

中桁 「高欄中桁」の一例だけ。『延喜大神宮式』も同じ文字を用いる。高欄の「中桁」は近世用語では「平桁」。

上桁 別の文書に「梁四枝・桁二枝」〔四〕〔五二八〕とある部分を、ここでは一括して「上桁四枝」〔四〕〔二二八〕と記している（ただし枝数や材

の寸法は小異）。梁も桁材として取扱われている例。「於桁」も「上桁」と同じであらう。

湯桁 布一端を「進内御湯桁用料」としたとあり、内裏の御湯桁に用いるため布を参らせるといふもの。御湯殿で用いる衣架のようなものか。

端継桁 先端に継木をした桁であらう。

柱料桁 「方五寸」「方七寸」などと木口が正方形の桁材。

高欄基桁・高欄中桁・鳥居桁 大神宮正殿の高欄で、『延喜大神宮式』に「高欄土居桁・高欄中桁・高欄鳥居丸桁」とあるものに相当し、近世用語でそれぞれ高欄（勾欄）の地覆・平桁・架木に相当する。

棟 今日にいう「棟木」のこと。信楽から石山寺に移した板殿のう

ち、三丈殿で「棟一枝長三丈九尺」、五丈殿で「棟一枝長六丈」とするのは、

建物解体以前の勘録のために一本としたままで、解体後の記事では、前者は「棟二枝各長二丈」(〔16〕二二八)、後者は「棟六枚各長二丈七尺六寸」(二二棟分、〔16〕二〇六)とあるのが実際に近いはずである。法華寺造宮文書に「二貫文、堂棟梁拳散料」(〔16〕二八四)とあるのは棟上げのときの散銭のことで、当時「棟梁拳」ということがあったことがわかる。

宗一 これも前項と同じく信楽から移した板殿に関する用語。「宗一」宗一 枝長四丈とあるのは三丈殿、「宗一」宗一 枝長六丈とあるのは五丈殿のものである。その長さから考えて、切妻造板屋根の葺(大棟)に取付けた材と見られる。

宗木 右の五丈殿の料のうちの「宗木二枝」宗木二枝 一枝長四丈一枝長二丈四尺 並方九寸で、前項と同じ葺に置く木のことであろう。

宗覆 同じく五丈殿の用材で、前記の「宗一」宗一 枝長六丈と並べて「宗覆」宗覆 一枝長六丈、広八寸とあるもの。「宗覆」と「宗一」は上下に重ねて取付けたものであろう。この「宗覆」に相当する材を、他の文書では三丈殿の料を「葺覆種代三枝」葺覆種代三枝 別長三丈九尺、厚三寸、(〔4〕五二九)、五丈殿の料を「葺覆種代」葺覆種代 一枝長如棟、厚五寸、(〔15〕三〇六)としている。伊勢神宮殿舎の葺覆は上面山形(〇)の厚板であるが、ここのはその下面をくり取ってあったので「種代」と称したのであろう。石山寺僧房に用いた「宗覆」(〔15〕三二八)は、もっと簡素で、大棟には「宗覆」だけを置き、「宗」はなかったのかも知れない。中世の記録に「葺木」「瓦木」などとし、『庭訓往来』に「棟種組」とするのが「宗」や「宗覆」の後身であろう。

宇覆・宇於覆 宇覆 前記三丈殿の部材のうち、両者は同じものと思われる(福山『日本建築史の研究』四二四頁)。軒の上、つまり葺板の上面に取付けたものか。

宗立 前記の三丈殿の「宗立二枝各長五尺」と五丈殿の「宗立二枝各長六尺、広七寸」または「宗立二枝各長六尺、広七寸」は、別の文書に「宇太知二枝各別長五尺四寸、(〔4〕五二八)」、「宇太知二枝各別長七寸、厚四寸、(〔15〕二二七)」とあり、またほかの文書に「宇立三枝各長六尺、厚五寸」(〔15〕二二七)とするものに相当する(『日本建築史の研究』四二四頁)。従ってここで「宗立」とするのは「宇立」の誤記であろう。

宇立・宇太知 共に前項に記したものである。『新撰字鏡』は「柎」などを「宇太知」とよませ、「柎」を「小短柱也、宇太知」とし、『和名抄』には「柎」の条に「和名宇太知、楊氏漢語抄云、蜀柱」とし、『伊呂波字類抄』は「柎ウタチ、柎ウタチ」としている。中世では「ウタチ」とする例と、『外宮正殿庭作日記』のように「うたつ」とする例が併存している。『日本建築辞彙』は「うだち」「うだつ」を古語とし、梁上などの「化粧束」のこととする。

馬乘 黒木桁などと共に記され、「馬乘八十八枝」という書き方を見ると、柱状のものらしく、寸法も書いてないほどの粗雑な材で、黒木造の仮殿などに用いる二本一組のものであろう。他の文書では、この材に相当するものを「押」(〔16〕二〇二)としている。屋根裏などを押さえるものか。

佐須サス この用字を原則とし、「又須」(15三七〇)、「刺」(15三二八、

15三七〇)と書いた例は稀少である。法隆寺食堂授首墨書に「佐漢サマ二口」とある。『和名抄』は「楊氏漢語抄云、授首佐須、『色葉字類抄』は「授首サス初牙反」、庭訓往来」などは「授首」とする。ところが、『新猿蓑記』に「冢授首」、陽明文庫本材木注文に「猪子差」とし、『貞和御飭記』(『御遷宮宮飭行事』)に「向差ムカサ」とするのは新しい言い方である。授首を授首竿、字立を授首束とよぶのは近世用語である。漢代の『釈名』巻五に「牻、在梁上、兩頭相觸牻也」とあり、サスを「牻」と呼んでいたらしい。唐末の『歴代名画記』巻三に長安大雲寺七宝塔について「塔東又手下、画辟邪、雙目隨人転盼」とあり、『营造法式』巻一に「斜柱謂之牻今俗謂之叉手」とある。漢では「牻」、唐では「叉手」、宋では「斜柱」または「叉手」の語と変っている。

花形佐須ハナカタノサス 画師が「花形佐須」の図を作っている。サスの左右脚部が花形をなすものとして、墓股が考えられる(『日本建築史の研究』二九二頁)。カエルマタという語は中世的で、『校刊美術史料』寺院篇下巻に収める「内山之記」の文永七年「鎮守造營日記」に「蛙股」とあるのが古い例(永井規男氏示教)で、『庭訓往来』に「墓侯木」、『塩囊鈔』に「墓侯」とあるのはよく知られている。

角木スミキ 木口のせいは七―八寸、幅は四―七寸くらいで、タルキより太めである。また木口の大きさによって「七八寸」(5二八二)、「五六寸」

(15一五一)といった桁材に見るような呼び方があるが、これらは桁材を転用したものかも知れない。長さ二丈四尺の「角木」について「自端入五尺尻三寸」(16一九四)とあるのは木口から五尺のところから三寸の反りを付けることを示す。「角木」の広さを「七尺」(16一九六)とするのは「七寸」の誤。『爾雅』『釈名』『説文解字』『広雅』などによると、中国では「桷」はタルキを意味する。『仁徳紀』元年の条に「桷梁ハヘキウツハシ」とあり、「桷」をハヘキ(タルキのこと)と読み、『新撰字鏡』も「桷」を「椽也」とし、中国での用法に忠実である。ところが『西大寺資財帳』の葉師金堂の条に「桷端金銅花形冊六枚」とある。「桷」は、その数から考えて、狩谷椽(『箋注倭名類聚抄』)のいうように、タルキではなく、尾垂木の類であり、その内に角木も含むのかも知れない。『和名抄』には「爾雅注云、桷音角、和名須美木、屋四阿大椽也」とし、スミキという訓を示している(「屋四阿大椽也」の句は『爾雅』の郭璞の注にはなく、椽はこの六字は旧注で、何かの誤があろうとしている)。『名義抄』も「桷音角、スミキ」とし、『色葉字類抄』は「桷カスミキ、椽也、角木同」とする(後者の「椽也」は『新撰字鏡』によるものか)。中世でも「桷・角木」の用語は続き、近世では「隅木」と書くことが多い。

架 訓はハヘキか。正倉院文書ではタルキを「架」と書く例が大多数を占める。その木口は方三寸、方三寸半、方四寸の三種が多い。特に丸タルキと書いた例はない。「直」は直材、「尻」は反りを付けた材。例えば「架長二丈四尺、方四寸、自端入六尺尻二寸」(5一七〇)とあ

るのは、木口から六尺のところから二寸の反りを付けるという意味である。石山寺造営文書には、角木・棉栂・博風等についても「尻」を付けることを記す。「尻」字は字書に見当たらないが、「架百二枝、各長二丈四尺、方四寸、勾、……二百七枝、各長一丈六寸、方四寸、直」(5)二六四と記した例から、「勾」は反り、つまり「尻」のことと推定される。そうすると、「尻」もマガリと訓んだと考えられよう。陽明文庫本材木注文にも「(垂木)長一丈二尺、四三寸、尻三寸」とある。それに前後する時期の『新猿楽記』には「曾利」とある。タルキを「架」と書くことは後世まで続かず、承平七年(九三七)の『信貴山寺資財宝物帳』に「(御堂)承平年中、御棟立、未葺」と書かれている「棟」がその名残であろうか。

椽 正倉院文書では、東大寺の垣の上に取付ける長さ一丈、方五寸の「椽」を記すだけで、ほかにこの字の使用例がない。『儀式』に大宮正殿の構造のうち「椽長一丈三尺」とし、『延喜木工式』に「椽間」に白土を塗ることを、『同内匠式』に腰車の「椽」等を、『同大神宮式』に正殿の「垂椽端金八十六枚方各三寸一分 枚別穴三口」を記している。『古事記』上巻スセリヒメの条に、ササノヲ大神の髪を室の「椽」に結び付けたとあり、『頭宗紀』の室寿には「取置椽椽」とある。『新撰字鏡』は「椽」を椽也、波戸木とし、「桷」を椽也とし、「楮」を波戸木とよみ、「椽」を比佐志乃太利木とし、「椽」を椽也とし、また「椽楮椽椽」四字を波戸木とし、前記の「椽」を乃支須介としている(ただし乃支須介と訓ませるのは疑問)。『和名抄』は「椽」について「和名太流岐」とし、「楊氏

漢語抄云、波戸岐」とし、また「兼名苑云、一名椽音、一名椽伝」とし、「漢語抄云、間杓、太留木」としている。『名義抄』では「椽」以下七字をタルキ・ハヘキと訓ませ、『色葉字類抄』では「椽楮椽椽椽」の六字をタルキと読ませている。『東南院文書』の天喜四年以降の東大寺修理所修理記や、ほぼ同じころの陽明文庫本材木注文を見ると、平安時代では「垂木」と書くことが普通であったことがわかる。中世の使用例でも同様である。近世では「椽」字を多く用いている。これは漢字としては「むちうつ」意味で、「たるぎ」とするのはわが国だけである。

垂木 天平勝宝九歳(七五七)の絵花盤所解に「絵大仏殿垂木板金六枚」(13)二一六、また(4)二二二とあるのが古い用例。法華寺造営文書には「垂木」の木口金物として「大木後八枚」は各長さ一尺二寸、広さ一尺、「小木後卅四枚」は各長さ一尺、広さ八寸(16)二五五と記している。これらは普通のタルキではなく、そのうち大きな「垂木」は仏堂の隅木(地隅木と飛檐隅木)のこと、小さな「垂木」は堂の四方と隅の尾垂木のことと推定される(『日本建築史の研究』二六二頁。宝暦八年の『紙上蜃気』に「大垂木又云尾垂木」とある)。石山寺造営文書では信楽から移した三丈殿と五丈殿の用材のうちに「垂木」があり、木口が方五寸や方六寸といった太めの材で、その配置が疎であり、普通の繁垂木とは違っている。当時の工人は、普通のタルキを「架」、大柄のタルキを「垂木」として書き別け、訓みわけていたのであろう。因みに法華寺造営文書に、高座の蓋の「垂木」(16)二六七―八とするのは、曲線を描く板屋

木用という意味。「飛炎木後」(16二九三)は飛檐垂木の木口、「飛炎棉栢」(16二七〇)は飛檐垂木の上に取付ける茅負である。『文選』卷二、後漢張衡の「西京賦」に「反宇」と「飛檐」が同義の対句として使われ、大屋の軒を反り上がらせることと解釈されている。後に二重垂木の制ができてから、上重の垂木をしゃれて「飛檐」と呼ぶのは、唐代または奈良時代に始まるのであろう。平城宮木簡に「飛炎架」「飛炎宇助」とあり、『延喜木工式』に檜皮葺の七丈屋と五丈屋について「無飛檐者」と記している。『和名抄』に「文選注云、飛簷此間音比衣無」とあり、天喜四年の東大寺修理所修理記に「庇檐ヒニ」、康平元年の同所修理記や『新猿樂記』に「飛檐」、陽明文庫本材木注文に「比延」とあり、『名義抄』と『色葉字類抄』に「飛檐ヒニム」、『大乘院寺社雜事記』文明元年六月二十五日条に「ヒエンタル木」、『壺囊鈔』に「飛簷」とある。近世でも「飛檐垂木」の語は存続している。

宇助・宇介 材の寸法としては長さ二丈一尺、広さ四寸、厚さ二寸半とあり、棉栢と大差がない。「片樋六枝一枝長三丈、三枝各長二丈六尺、並方二枝各長一丈六尺」(15二二七)と書いてから「片樋」を「宇助」と訂正している。「片樋」とよぶ木口L字形の材を「宇助」として使用するというのである。平城宮木簡に「飛炎宇助」とある。前記のように、「棉栢」は『新撰字鏡』以下の資料によって、ノキスケと訓むことが知られるから、同じ材を漢語で「棉栢」、和語で「宇助」と記したわけである。

宇助覆 「信楽板殿宇助覆打料(五寸打合釘)」(15三四一)の句中の

文字で、「宇助覆を打つ料」と読むか、「宇助を覆い打つ料」と読むか。前者であれば、茅負の上の裏甲うらこうが一応考えられよう。

宇覆 「宇覆」(16二二八)と「宇於覆」(4五二八)は同じ材らしい(『日本建築史の研究』四二四頁)。板屋根の軒端近くを押えるものか。

押 長一丈乃至四丈、方六寸といった古麻比ほどの寸法である。「押木」は信楽三丈殿の部材である。これらは板屋根上面に取付けるものか。

押梓・針梓 共に檜皮を葺くための材で、榼樽を用いて「押梓」にしたとあり、「檜皮針梓」を七寸釘で打ち付け(15三三二)、また黒葛で木着や「針梓」を結び固める(15三三三)とあり、檜皮屋根の下地の材であらう。「針梓」とよぶのは目処めど穴のあるためであらう。

博風・薄風 今日の破風(破風板)。長さ二丈前後、木口は広さ七寸一尺、厚さ二―四寸程度のもが多く、「架」とは木口の広さの点で違うだけ。「尻(反り)」を付けた博風もあることは桷・架・棉栢の場合と同様である。その一例「長一丈六尺、自牒入四尺尻三寸、広六寸半、厚四寸」(5五〇)とある「牒」を破風上端の拌みのことと解釈すると、反り方が不自然になる。反りは当然破風の裾あたりに付けるものであるから、他の例に「(博風)自端入六尺尻三寸」(16一九三)とあるように「書くべきであり、「自牒入四尺」は「自端入四尺」の誤であらう。皇大神宮正殿について「博風端枚銅四枚別長七寸」(16三六九)とあるのは、博風の木口が広さ七寸、厚さ三寸であったことを語っている。『新撰字鏡』は「博風如字」とし、『延喜内匠式』には牛車の屋形の「博風四枚」

外してある)。『伊呂波字類抄』には「樋」とある。『日本書紀』などに見る「械」字は正倉院文書には用例がない。

片樋 木口凹字形の樋口に対してL字形の樋をいうのであろう。木口は方五寸の材で、前記のように、「片樋」と書いてから「字助」と訂正しているから、雨樋に用いたのではなからう。

楨皮 大部分は石山寺造管文書に出る。その単位は「罍」（『延喜木工式』に「三尺三寸為罍」とある）であるが、「圓」と書いた少数例が石山寺所以外で書いた三通の文書(5)六五、八五―九四、一三九)、に出ている。「罍」はカクミ(またはカコミ)、「円」はマロであるが、物を束ねると丸くなることから、「円」と書いてカクミと読んだものか。楨皮の長さは三尺から四尺と記した例(5)八七・一一九)がある。楨皮の一日の採取量も、枋で担ぐ量も一人三罍であった(5)一三七、二六四)。樽材で僧房の「楨皮押梓」を造った記事(5)三六五・三六八)があり、楨皮の尻を「押梓」で押さえ、黒葛でしばったわけである。「僧房楨皮懸折越勾、金四隻」(5)三〇一)というものは「折越枚鐵四枚 僧房葺端楨皮固料」(5)二四〇)とも書かれ、楨皮屋根四隅の軒端の保護に裏甲などに取付けた板金物のことらしい。石山寺造管用の楨皮は仏堂に六四六罍、僧房一棟に約二〇〇罍を要した。

簀・簀子 両者は同じ意味に使われている。長さ八尺から二丈四尺、木口方五寸の例(5)二二三)があり、形の上ではタルキと大差がない。「簀卅枚」と「置簀六枚」を列記した例(5)六八)があり、この場合は細

い木を編んだ敷物であろう。「播磨簀」も同様である。『儀式』には大宮正殿内に「播磨竹簀」などを重ね敷くことが見える。『和名抄』に「功程式、板敷簀子、須乃古」とするのは建築用材で、「蔣舫切韻云、青、床上籍竹名也」とするのは敷物である。『内裏式』上卯日猷御杖式の条に紫宸殿の「簀子敷」と記するのは縁のことを指す早い例である。『延喜式』では「簀子敷」と書いて主として紫宸殿の縁を指し、単に「簀子」と書いて素材名とし、「簀子一丈二尺柱」(『木工式』)のように記している。十世紀ごろからはただ「簀子」と書いて建物の縁のことをいうようになった。

戸 扇・敷見・梓立・鼠走・目草を一括して「戸一具」とした例(5)七九)と、「戸高九尺、厚三寸半
広三尺五寸」と調度(梓立・闕・辺附・目草)を別出した例(5)二二六)とがある。「戸」に広義と狭義があったのである。「殿戸」(5)二二九)は主要な殿堂の戸。「新戸四具木作・葺・構堅」(5)二〇八)は板を削り、組み立てて板戸とし、堂に釣りこむ手順を示している。

戸調度 戸口を構成する板材で、「闕・辺附・梓立・目草・鼠走」(5)一九七)と細目を記した例は少く、ただ板材の寸法だけを記した例が多い。扉と調度を区別した例が多く、扉と調度を含めて「戸」としたものは前記の一例しかない。「戸調」(5)一六七)は下の「度」字を脱落したものの。「調度板」(5)二八二、二七二)は前に戸板(扉)のことがあるから、上の「戸」字を略したもの。「調度材」(5)一五八)は「調度板」の

誤であろう。

扇・扉 「扇」が大多数で、「扉」は少い。『説文解字』に「扉、戸扇也、…扇、扉也」、『広雅』に「闕・扇・扉也」とあり、中国では古来「扉」と「扇」は通用した。奈良時代ではそれを受けて両字が通用した。『西大寺資財帳』に「堂扇」とあり、「新撰字鏡」は「扇」を「止比良」とよませ、また「板扇」とある。『和名抄』は『説文解字』によって「扉」と「扇」を同義とし、「扇」を「止比良」とよませる。『延喜式』では「戸」と「扉」の字を用い、扉の意味での「扇」字を用いない。長元八年(一〇三五)の元興寺堂舎損色検録帳(東南院文書)には「扇板」とも「扉板」とも記す。後世では主に「扉」字が用いられた。

戸牒 今日の規定縁で、両開きの扉の召合せに、一方の扉に打付ける材。「戸牒長一丈四尺、広五寸、」(5116)は寸法の記された例。造大神宮用度帳案には殿戸の条に「牒」(370)と記され、『延喜大神宮式』でも同様。『和名抄』は「楊氏漢語抄云、戸乃帖木」とする(ただし同書に「牒」字をこれにあてるのは誤)。「戸牒」の「牒」は「帖」と「牒」との扁旁をとって作字したものか。

戸形 法会に用いる輿などに取付ける戸か。

戸端食・戸端波目・殿戸端波米 板扉の反り防止のため上下端にはめ込む木。今日の「端喰」。

闕・敷見・敷弥・支伎美 戸口の下にある材で、今日の敷居。大神宮の諸門の「長志伎美」(37)は柱間一間以上にわたるもの。窓の

場合の「敷見」(326)は腰貫のことか。「敷弥」と書くのは田上山作所解だけで、用字の個人差であろう。『新撰字鏡』は「闕」を「志支弥」とよませ、『和名抄』の「闕」の条に「和名之岐美、俗云、度之岐美」とあり、『色葉字類抄』は「闕又トシキミ・閻同苦本反・籍同」とする。中世の『庭訓往来』には「敷居」、「下学集」には「敷居」とあり、シキミという古訓は忘れられる。

鼠走 戸口上の楣と対応して、戸口下、闕の上に取付ける材。楣と鼠走を一括して同寸法で記してある(323等)。西隆寺木簡に「鼠走貳枝」が見える。『和名抄』の「楣」の条に「功程式云、鼠走」とある(同書が「楣」即ち「度加美」と「鼠走」と同一視するのは誤で、「楣」は戸口の上にある材)。応永の『外宮正殿庭作日記』には「まくさ広さ三寸五分、あつさ二寸、ねすはしりのひろさ三寸二分、厚さ二寸」とあり、楣と鼠走は殆ど同寸法である。「鼠走」は今日では古語となり、「蹴放」などの語に変わっている。

榦立 戸口の左右に取付けた材。「闕」と同寸法の例(525四等)が多い。西隆寺木簡に「榦立参枝」が見える。『新撰字鏡』に「門類立」とあり、『和名抄』の「根」の条に「和名保古多知、辨色立成云、戸類」とある。『色葉字類抄』は「根門両旁木也・榦同・榦立同」とし、『伊呂波字類抄』は「根門両旁木也・榦同」とする(「榦」をここに入れるのは誤)。ホコタチがホウタテと変化する様子がわかる。『庭訓往来』は「方立」、「下学集」は「方立」とし、近世の「方立」につながる。

辺附 戸口の左右(または上と左右)、方立より外に取付ける材で、今日の「幣直」。窓の「辺附」(16一九七)というのは縦框のことか。「直」(15二一九)はヘッキと訓むか。

目草 戸口上に渡す材。鼠走と同じ寸法の例(前記)がある。窓の「上下目草二枚、各長六尺五寸」(15二二二)とある。「下目草」は下框のことであろう。「爾雅」に「楣、謂之梁」とあるが、「楣」は『經典釈文』「爾雅音義上」釈宮に「或作楣」とする方を採り、「楣、謂之梁」に改めるべきであろう(この点は掖斎が指摘している)。そういうことを知ってか知らずか、正倉院文書では「楣」字の建築用語としての使用例がない。『新撰字鏡』は「門眉万久」とし、『和名抄』は「楣」の条に「和名、萬久佐」とし、『色葉字類抄』は「楣マクサ」とする。今日まで「楣」の語は続く。

加具伎 戸口の上に打つ長押。後世の「冠木」。

鴨柄 マグサの上に渡す材。東大寺食堂の近廊(軒廊)に用いた(19一九〇)。「和名抄」に「功程式云、鴨柄賀毛江、今案、本文未詳」とあり、漢籍に出典がないというから、和語であろう。(『延喜大神宮式』に「鳥居丸桁」の「鳥居」をカモイと訓ませているのは不適切)。「小右記」寛仁二年(一〇一八)閏四月二十七日条に「鴨柯」、『新猿蓑記』や陽明文庫本材木注文中「鴨柄」、『色葉字類抄』に「鴨柄カモイ、屋具也」とする。中世では『庭訓往来』に「鴨居」(異本に「鴨柄」)、「下学集」に「鴨居」、『壙囊鈔』に「鴨柄」、『類集文字抄』に「鴨柄」としている。近世の「鴨居」は引

戸などの上にある溝付の横材。

連子 一例「連子廿三枚長六尺三寸方二寸」(15二二六)によって材の寸法が

わかり、「上下目草二枚、各六尺五寸」(同)とある点から、窓の内法幅を六尺とすると、連子の心々は二寸五分、すき間は五分となる。『説文解字』に「榑、榑間子也」とある。『和名抄』の「榑子」の条には「四声字苑云、榑郎丁反、字亦作榑、和名礼途之、榑榑子也」とある。元興寺堂舎損色検録帳には「連子」「連子子」が見える。『名義抄』は「榑子和云レニジ」とし、『色葉字類抄』は「榑子或作榑、榑子・連子同、榑子」とする。『庭訓往来』は「連子」とし、『外宮正殿庭作日記』は「れんしのこ」(連子子)とする。「連子」の語は今日まで伝わっている。

檻 東大寺経堂の「檻」に赤土を、その「連子」に緑青を塗ったが、「檻」の一部は高さ六尺という成ぶの高いものであった。造大神宮用度帳案には「高蘭」の語が見える。『新撰字鏡』は「檻」について「蘭楯也、縦曰檻、横曰楯」とし、「楯」について「欄檻也、馬夫世支、又於波志万」とし、『和名抄』の「軒檻」の条に「檻、音監、文選、檻読、師説、於波之万」とし、『名義抄』は『和名抄』によって「檻音監、オハシマ」とし、『色葉字類抄』は「檻欄カンラン・軒檻オハシマ・欄同」とし、「伊呂波字類抄」は「高欄カウラン」とする。近世では「欄干」「鉤欄」「勾欄」と書くことが多い。

間度 柱間に取付け壁下地とする細い材。殆どみな黒木である。

『延喜木工式』に「間度棧、工一人穿著廿枚」、『和名抄』の「壁帯」

の条に「今案、末和多之、功程式云、間度」とし、『色葉字類抄』は『和名抄』を参照しながら「壁帯マワタシ・間度同・桷同」とする。近世では「間渡まわたり」は竹を用いることが多い。

間戸・牖・牖戸 今日窓。『和名抄』は「(牖)和名末渡」また「(窓)和名末止」とするが、甲類の「度」と乙類の「止」を出しているのは疑問。

障子 衝立障子が多いが、写経所の窓に用いる「紙障子」もある。『和名抄』は「漢語鈔云、障子屏風也」、『色葉字類抄』は「障子シャウシ」とする。

周板敷 造大神宮用度帳案に正殿の内部の「板敷」に対して、廻縁まわりえんのことを「周板敷」(函二六九)と記す。

壁持板・壁持木・壁持 柱間に渡し壁を受ける材。「壁代板・壁依板」は壁板。

波多板・波太板 あまり長くはないが、幅の広い板で、机を作り、屋根葺にも用いた。『延喜式』にも「波多板」「波太板」「八多板」が見える。『和名抄』の「板」の条に「(和名)以太、功程式、有波多板・歩板」とし、『撮壤集』に「踏板・波太板同」とする。

障除板 障泥板アフリイタつまり「阿不理板」のことか。

踏板 倉の戸口の上下の部材か(福山『日本建築史研究続編』一六六頁)。

搏・久礼・久例・久捌 これは建築部材名ではなく、素材名である。大きさは小柱一本ほどの材で、運搬の場合は「柱廿根各長九尺准搏十寸徑四寸」二根充二村(函二六二)というように、搏が経費算出の基準になった。

『延喜式』には搏の記事が多く、『和名抄』は「(搏)和名久礼」とする。天喜四年の東大寺修理所修理記に「棧搏四百寸」「搏五十寸」「志太知搏五十寸」などが見え、陽明文庫本材木注文に「借葺料粉大搏六百寸」

「檜大搏五百寸、杉大搏三百寸」が見える。中世では『下学集』に「搏日本ノ俗、爲葺屋之板ト、不知本據」、『類集文字抄』に「葺搏」とする。今日では、切目縁(木口縁)に対して、「搏縁」の語が使われている。

比蘇 雑用の材らしく、『時代別国語大辞典上代編』に「檜の木の小材、小さい丸太の類」とするが、必ずしも丸太には限らない。石山寺造営時に田上山で採った「比蘇」は長さ一丈五尺、方三寸以下二寸以上(函二六九)であった。それらを含む比蘇二百廿八枝と博風十二枚は僧房三棟を作るのに用いられた(函二〇四)。「比蘇木」は泉津で買ったもので、「比蘇」と同じであろう。『和名抄』の「檜楚」の条に「漢語抄云、檜楚比曾、俗用檜曾二」とする。天喜四年の東大寺修理所修理記に「比曾字、今案楚字是也」とし、書き入れに「檜楚」とする。中世では『庭訓往来』は「檜曾」、「類集文字抄」は「檜楚・檜曾」とする。

以上は正倉院文書に見える建築用語のうち木造の分についての解説である。瓦・石材・金物の解説は他日を期することにする。

(京都府埋蔵文化財調査研究センター理事長)